

新たな活動検討委員会規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の企画会議の下に設置された新たな活動検討委員会について、その趣旨、権限、構成員等を以下のとおり定める。

第2条（新たな活動検討委員会の趣旨と権限）

新たな活動検討委員会は、以下の各号を行う。

- 一 本学会の活動を全体的に見渡し、今後の活動内容を検討する
- 二 本学会の企画の強化、議論の強化、情報発信の強化、つながりの強化について検討する
- 三 前2号を達成するため必要に応じて課題研究型ワーキンググループを設置し活動する

第3条（新たな活動検討委員会の構成員）

新たな活動検討委員会の構成員は以下の各号とする。

- 一 委員長（1名）
 - 二 副委員長（1名）
 - 三 委員（10名以内）
- 2 新たな活動検討委員会には、その審議、議決に必要な関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
 - 3 委員長は会長が指名し理事会で決定する。
 - 4 副委員長、委員は委員長の推薦に基づき企画会議で決定する。
 - 5 委員長の任期は3年とし、重任を妨げないものとする。
 - 6 課題研究型ワーキンググループの構成員は、委員会で決定する。

第4条（新たな活動検討委員会の開催等）

新たな活動検討委員会は必要に応じ適宜開催する。

- 2 委員長は企画会議の委員とする。
- 3 電子メールや Web会議等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。